

## 福井市空き家情報冊子無償提供にかかる仕様書

### 1 発行日及び提供期間

業務期間：協定締結の日から令和13年4月30日まで（5年間）

発行日：各年度4月頃(予定)

配付期間：令和9年4月1日から順次（予定）

### 2 規格及び作成予定部数

規格：A4判・縦サイズ・中綴じ

ページ数：8ページ以上

部数：5,500部/年（部数は概数であり、毎年市と協議して決定する。）

色：フルカラー

### 3 内容

- ・福井市が提供する空き家所有者向けの各種支援制度の内容や相談窓口の情報等
- ・所有者の責務、特定空き家等など、空き家等対策の推進に関する特別措置法の概要等
- ・その他空き家所有者に役立つ情報

#### 【コンテンツの例】

- i) 放置空き家等への注意喚起や空き家等の適切な管理方法、チェックポイント等
- ii) 空き家情報バンク、譲渡所得の3000万円控除等、市場流通に資する事項
- iii) 空き家所有者予備軍となる可能性の高い高齢者に対する空き家にしない備え等
- ・空き家所有者に適した表現、信用性・信頼性の高い内容であること。

### 4 広告

- ・無償提供事業者は、空き家情報冊子の誌面に広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は、無償提供事業者に帰属するものとする。
- ・全紙面に占める広告の割合は、30%以下とする。
- ・広告の募集については、無償提供事業者の責任において行うものとする。市は営業活動への同行や広告主への電話依頼など、直接募集に関わることはしないが、広告募集開始時期における事業PRについては、必要に応じて市がホームページ等を通じて行うものとする。
- ・広告内容は、「福井市広告事業実施要綱」を遵守するものとし、広告とそれ以外の情報とは、明確に区別できるように掲載するものとする。なお、無償提供事業者は、掲載する広告主及び広告内容について、事前に市に報告し、審査を受けなければならない。
- ・広告内容に「広告主名称」「連絡先電話番号」を明記するものとする。
- ・広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則、広告掲載枠の下方に次の内容を付記するものとする。ただし、広告媒体及び広告掲載枠の大きさ等を勘案し、記載場所・内容等については協議の上、決定するものとする。

（例）「広告の内容については、福井市が推奨等をするものではありません。」

## 5 校正

校正は、3回以上とする。

## 6 納品先

・ 福井市役所 建設部 住宅政策課

〒910-8511 福井県福井市大手3丁目10-1

電話番号 0776-20-5571

## 7 その他

- ・ 無償提供事業者は、空き家情報冊子の内容に関する苦情及びその他問題が発生したときは、市と協力して誠意をもってすみやかに解決に努めるものとする。
- ・ 市から提供する情報については市が、それ以外の情報については無償提供事業者が著作権を持ち、責任を負う。
- ・ 空き家情報冊子の企画・編集、印刷・製本、配布など、発行に要する全ての経費は、無償提供事業者が集める広告収入等により全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。
- ・ 無償提供事業者は、空き家情報冊子の全ページの PDF データを納入する。